

非破壊試験事業所に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

鋼船規則 M 編では、非破壊試験の品質確保を目的として、非破壊試験を行う事業所に関する要件を規定している。

国内の非破壊試験事業所に対する第三者認証としては、日本溶接協会の WES8701 (溶接構造物非破壊検査事業者 (検査会社) 等の認定基準) に基づく認定があり、幅広く業界で用いられている。

WES8701 には、M 編と重複する要件が規定されており、溶接協会による認定を取得している事業所に対して、その重複する要件は既に本会の基準に適合していると見做すことができる。

今般、非破壊試験事業所に対する本会の審査において、WES8701 に基づく認定を取得している場合の取り扱いを明記すべく、関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則 M 編 7 章への適合を確認する際に、WES8701 に従って発行された認定証書を確認することで、M 編と重複する要件に適合していると見做す場合がある旨規定する。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

M 編 溶接

M7 として次の 1 章を加える。

M7 非破壊試験事業所

M7.1 一般

M7.1.1 適用

本会は、「溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準（WES8701）」に従い一般社団法人日本溶接協会から発行された認定証書により，本章に規定する要件のうち，事業所が満足していると確認できる要件については，本章への適合確認において，事業所が当該要件を満足しているとは見做すことがある。